

栗東市ふるさと納税管理等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「栗東市ふるさと納税管理等業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 栗東市ふるさと納税管理等業務
- (2) 業務内容 栗東市ふるさと納税管理等業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

※本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、栗東市議会において、当該事業に係る予算が議決されない場合は、契約は行わないものとする。

3 提案限度額

本業務を遂行するために要する費用の委託料は、受託者が受付を行い、現に受領したふるさと納税額の6.6%以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）で、受託者の提案によるものとする。

関係書類送付に係る費用（寄附金受領証明書、お礼状、ワンストップ特例申請書、返信用封筒の印刷及び発送代行に要する費用）は、1件につき210円を上限とする。

なお、栗東市（以下、本市という。）に直接寄附された返礼品を希望しない寄附の処理は委託料には含まないものとする。

4 実施形式

(1) 募集方法

公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

事業者より提出された書類及びプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。

5 スケジュール

項目	期日	備考
公募開始	令和7年2月14日（金）	市ホームページに実施要領等を掲載
質問受付締切	令和7年2月19日（水） 午後5時	【電子メール】
質問に対する回答	令和7年2月25日（火）	市ホームページに掲載

参加意思表明書の提出期限	令和7年2月28日（金） 午後5時	【持参又は郵送】
一次審査（書類審査）参加資格審査の結果通知	令和7年3月6日（木）	【電子メール及び郵送】にて通知
企画提案書等の提出期限	令和7年3月13日（木） 午後5時	【持参又は郵送】
二次審査（プレゼンテーション）の実施	令和7年3月19日（水）	
選定結果の通知	令和7年3月下旬	郵送にて通知 また市ホームページに掲載

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 栗東市暴力団排除条例第6条により、次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

ること。

- (5) 栗東市建設工事等指名停止基準（平成元年２月１日公示第４号）第２条及び第３条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (6) 令和元年度以降に、本件と同種又は類似の業務であって、年間３億円以上の寄附実績がある地方公共団体との間で契約を締結し、これを誠実に履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。

7 質問・回答

(1) 提出方法

質問書（別紙２）により、電子メールに添付して提出すること。メール件名に「プロポーザル質問_送信年月日（西暦８桁）_会社名」を入力し、送信後、必ず電話等で送信した旨を担当課に伝えること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和７年２月１９日（水）午後５時までに必着

(3) 提出先

栗東市政策推進部広報課

メールアドレス：city-pro@city.ritto.lg.jp

(4) 回答方法

令和７年２月２５日（火）に栗東市ホームページに掲載する。

(5) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、仕様書の追補とみなす。

イ 質問の内容に参加社名が特定できる記載を入れないこと。

8 参加申込の手続

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、本実施要領、仕様書及び栗東市財務規則（昭和４６年規則第１８号）等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類の原本１部を提出すること。

ア 参加意思表明書（様式１）

イ 誓約書（様式２）

ウ 実績一覧表（様式３）

エ 業務実施体制表（様式４）

オ 提案概要（様式５）

カ 会社概要（任意様式）

キ 栗東市競争入札参加資格がない場合にあっては、次に掲げる書類

ａ 法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）及び直近年度の消費税及び地方消費税、市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合

合に限る。))の未納がない旨の納税証明書

b 個人にあっては、身元証明書及び直近年度の消費税及び地方消費税、市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。))の未納がない旨の納税証明書

(2) 提出期限

令和7年2月28日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出先

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市政策推進部広報課（栗東市役所3階）

9 審査方法（資格審査・一次審査（書類審査））

提出された参加意思表明書類等を基に、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査する。

なお、参加申込者が6者以上の場合のみ、実績一覧表（様式3）、業務実施体制表（様式4）及び提案概要（様式5）に基づき一次審査（書類審査）を行い、上位5者に対してのみ二次審査を実施することとする。

また、審査結果は、令和7年3月6日（木）までに電子メール及び郵送にて通知する。

10 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

資格審査・一次審査（書類審査）を通過した者は、企画提案書作成要領（別紙3）の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、アに掲げる書類は、原本1部及び副本9部を提出すること。

ア 企画提案書

イ 見積書（様式6）

(2) 提出期限

令和7年3月13日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

11 審査方法（二次審査（プレゼンテーション審査））

資格審査・一次審査（書類審査）を通過した者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。但し、一次審査の結果は、二次審査に持ち越さないこととする。

① 審査日

令和7年3月19日（水）

② 審査会場

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市役所

③ 所要時間

プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 10分程度

④ 出席者

3人以内とすること

⑤ 審査員

市職員5人程度

⑥ 企画提案に係るプレゼンテーションについて

ア プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明を行うこと。

イ 参加者名が特定できるプレゼンテーションを行わないこと。

ウ 提案説明は、本業務の総括責任者または業務担当者（主担当者）が行うものとする。

エ プレゼンテーションに要する機材は提案者がすべて準備するものとするが、投影するためのモニター（HDMI端子による接続）は本市で準備するため、使用を希望する場合は事前に申し出ること。

⑦ プレゼンテーション審査の結果通知

令和7年3月31日（月）までに、プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

12 審査項目及び配点等

(1) 一次審査（書類審査）

審査項目	配点
①業務実績	5
②業務実施体制	5
③返礼品の企画提案	5
④寄附獲得に向けて取り組む事項	5
⑤他自治体での成功事例と再現性	5
⑥提案内容の優位性、独自性	5
合計	30

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

審査項目	配点
①業務理解	5
②ふるさと納税をPRするための手法、創意工夫について	10
③返礼品の企画提案について	10
④寄附獲得に向けて取り組む事項について	15
⑤他自治体での成功事例と再現性について	10
⑥提案内容の優位性について	10
⑦事務業務の代行について	15
⑧寄附情報の発注・送付管理システム及び報告資料について ・寄附情報の取扱い、セキュリティ対策	5
⑨法令等の遵守について ・国の定める基準等に適合した返礼品の提供	5
⑩業務開始について（業務引継ぎ等に関する事）	5
⑪見積額について	10
合計	100

12 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

14 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、栗東市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業

を営む上で、競争上又は運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

15 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

本プロポーザルに参加するための費用は、全て参加事業者の負担とする。

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を栗東市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加意思表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面（様式7）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の業務委託料の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16 問合せ先

栗東市政策推進部広報課

TEL 077-551-0641

E-mail city-pro@city.ritto.lg.jp